

## 指標の制定にあたって

指標の制定にあたり、設置・使用環境の影響を受ける項目については、その全ての環境条件を包含する条件の設定が困難であることから、器具単体の初期性能を一定の指標で測定できる限定的な測定条件を規定しました。

また本基準では、測定方法に加え目指すべき基準値を規定した項目と、測定方法のみを規定した項目の両方が存在します。市場要求が不明確、あるいは高ければ高いほど、もしくは低ければ低いほど良いとされる性能について、測定方法のみを規定しました。

本基準は、今後、必要に応じて衛工会 標準化委員会において検討を行い、改正・追加・削除します。また将来、公的基準である日本工業規格（JIS）に提言していくことも併せ検討していきます。

なお本基準の利用・遵守は構成事業者の任意の判断に委ねられるものとし、構成事業者の状況により事業者間で実施・運用が前後する場合があります。